

木戸は此の如く、隨處隨時に、其の感慨や、意見や、將た遺憾の情を漏らしてゐる。

富士御眺望

十月四日卯之半刻、掛川驛御發輦、山鼻及び日坂驛、菊川等御小憩。金谷富士見臺に御駐輦。富士御眺望被爲遊。金谷驛御晝休、大井川假橋を経て、島田驛及び三軒茶屋御小憩、申之刻藤枝驛御著輦。木戸孝允日記に曰く、

大井川板橋

四日 曇、雨、五字(時)過出立。日坂途中にて、天白。十字(時)前至金谷驛。米屋藤兵衛方にて午飯を認。十一字(時)頃渡大井川。行幸に付、板橋をかくる。數百年徳川氏天下の諸侯をして東西往來の際盡徒渡せしむ。不虞に備るの一事云。近世器械等益精巧、大に古昔と異なり。器械を末となし、心を不用ときは、一旦有事之間、必無辜の民をして、非命に殺すものも少からん。(案ずるに、少からざらんの意)有國之人、必器械に心を用ひずんばあるべからず。雖然修徳は、萬古不易之第一等の肝心也。徳川氏諸侯に先じ、大に器械等、精巧を窮め、尙八百萬石を有し、海道をして大井川之如き、其他要衝の地へは、盡備不虞。

而して一朝忽互解至今日、天恩寛大を以、漸駿州其他七十萬石を賜ふ。余等扈鳳輦大井川の板橋を過る如此。此行大小數百年未曾有之事を擧る不少。可不思哉。今日已に有功の諸侯、其臣下に至り、自ら驕傲の弊を生ず。爲天下歎之。又爲其人歎之。各見近而不見遠。只願以徳川氏爲戒。各自去私、一心以盡朝廷ときは皇國の大基何足憂。外患何足恐。却て破皇國ものは、皇國の人ならん歟。嗚呼有司不可不盡。島田驛を過、里許にして雨。自出京都、十四日にて始濡行裝。

所謂る徳に在りて險に在らざる主旨を、反覆切言するもの。大井川の架橋は、實に徳川氏二百數十年の定制に一大打撃を加へたるもの。亦た痛快である。

徳川氏の
出迎

五日、霧、卯之刻藤枝驛御發輦、岡部驛、及び宇津の屋峠の下、鞠子驛、安部川東詰等御小憩、安部川舟橋を経て府中驛御晝休。小吉田村御小憩。申ノ刻江尻驛御著輦。是日徳川龜之助より御列御先行として、手越村より小吉田迄、中老、町奉行、目付等差出す。府中御通輦之節、御出迎として、中老、目付等。府中行在

所へ天機窺として、中老、留守居等。同所札の辻固めとして、書院組頭。同所實
臺院門前辻御警衛として、大番組頭、新番組頭等差出す。是日大總督府參謀使者
府中驛迄參上す。

尙ほ當日脱走兵水戸城に迫るの警報に接したから、從衛の長州兵を東京に赴かし
め、肥州藩兵を以て之に代へた。

太田氏への褒賞

太田備中守

其方儀朝廷之御趣意を奉體し、領分中養老之典を擧げ、尙又今般御通輦に付、
至尊之萬歳を奉祝候ため、領民へ祝酒遣し候段、達天聽、右は平生示方宜
敷、且其方留守中、家來共萬端指揮行届候儀、奇特に被思食候。此旨申達候
事。

十月

辨事

太田備中守は、掛川城主である。

【八九】富士山御眺望

吉原驛御著輦

十月六日卯之半刻、江尻驛御發輦、沖(興)津驛及び倉澤、由井驛御小憩。蒲原驛
御晝休。岩淵及び平垣村御小憩。申之刻吉原驛御著輦。

神奈川縣布達

追々横濱へ接近せるに就き、神奈川縣では左の通り達をした。

御布告寫

近々御東幸に付、神奈川縣最寄御道筋へ、外國人多人數、拜禮として罷出度願
之趣、勝手に差許候ては、同所最寄御道筋立廻り、處々亂雜可致候間、神奈川
宿手前、芝生村邊廣場之處に、拜禮所取設候積りに有之、且萬一外國人共御通
輦に差掛り、小路より突然罷出候節は、其儘片脇に爲扣可申候へ共、禮讓も
殊なる儀に付、御國人同様之取扱には致し兼候間、右之段兼て申進置候。以上。

九月十三日

神奈川府知事

右之通申來候間、爲心得申達候。且其日供奉一同、騎馬之輩は、可爲騎馬

八九 富士山御眺望

三六一

事。

十月

辨事

再び富士御眺望

此の如く當日供奉員に達した。十月七日卯之半刻吉原驛御發輦。柏原及び原驛御小憩。沼津驛御書休。申之刻三島驛御著輦。是日吉原驛にて富士御眺望被爲遊供奉百官有司に詠岳の詩歌を上つる可き旨被仰出。午刻より微雨。當時の詠歌として、今ま傳はるものは左の一首である。

東京に行幸ましける時、三島てふ所にて、御供の人々に富士の歌よませ給ひければ。

季 知(三條西)

君よきみよくみそなはせ、ふじの根は國の鎮めの山といふなり

徳川氏への御沙汰

尙ほ徳川龜之助へは、

徳川 龜之助

今般御東巡に付、其方領内御道筋敷所之御休泊、供帳、警固等總て指揮行届候

條、神妙に被思食候。此段可相達旨、御沙汰候事。

十月

江川氏への御沙汰

又た江川太郎左衛門(英武)へは、

江川 太郎左衛門

其方曩祖以來、爲國家力を盡し、數十代血統連綿、家柄之趣、被爲聞食、且當春來國家多難之時に際し、速に大義を重じ、歸順願出候條、神妙に被思食候。依て今度御東巡之折柄、格別之譯を以て、此品下賜候。尙不墜家聲、益可抽忠勤様、御沙汰候事。

十月

辨事

松下氏への御下賜

又た松下加兵衛にも、

松下 加兵衛

其方儀春來騷擾之際、速に順逆を辨じ、勤王之志確乎徹底。且相州地賊徒暴動之砌、防戦盡力候段、神妙之事に候。依て今般御東巡の折柄、別段之思食を以

て、此品下賜候事。

十月

辨事

木戸山縣
會見

此の如く江川、松下兩人には、各物を賜ふた。木戸孝允日記に曰く、
 七日 曇、六字(時)御發輦。今日供奉なり。十二字(時)沼津御著輦。和泉屋彦四郎方にて、午飯を認む。今曉山縣狂介より書帖を投じ、彼越後より經甲州を海道へ出、相待候趣申越せし故、沼津より御先を願ひ三島に至る。于道微雨に逢。二字(時)頃中津屋傳藏方に著す。狂介と南野一郎とに面し、近情を承知す。隔絶の地に在るときは、兎角意味貫徹せざる事多し。小酌閑話、十二字就眠。とある。當時山縣は越後の役を了へて歸來したるもの。即ち北越より甲州路を経て、東海道に出で、木戸を途中にて待ち合せたるものであつた。
 十月五日(大陰曆)、同六日、同七日は、所謂る小春の天氣にて、富士山に傍ふての海道の眺めには、主上も定めて叡感ましましたのであつたらう。

【九〇】 箱根及び大磯御遊覽

小田原御
著輦

十月八日寅之刻(午前五時)三島驛御發輦、三ツ谷新田、山中新田、石割坂等御小憩。箱根驛御書休。畑村、湯本村御小憩。酉之半刻(午後七時)、小田原驛御著輦。是日江川太郎左衛門附屬の者に、箱根湖水の鳥を御打たせ御覽被爲在。木戸孝允日記に曰く、

蘆湖鳥打
天覽

十月八日四字(時)出立、壹里半許箱嶺に登り、天漸白。十字(時)過絶頂に登る。山井屋喜右衛門方に而、午飯を認む。主上獵鳥叡覽被爲遊度之思食あり。雖然また小民の煩とならんことを被爲思食候故、余竊に柏木総藏にはかり置きしところ、嶺上の湖水に鴨兩三羽見へし故、江川太郎左衛門へ計り、(此間脱字)を連れ、十十間(マ、)の距離を狙撃せしに、其一羽をうち、誠に叡興に被爲入。難有かりし事なり。

とある。柏木総藏は、江川家の重なる家臣である。江川英武日記に曰く、

銃手御賞

十月八日前同様、兵隊御先列に加、支配地境にて、御列に外れ、箱根宿迄罷越候處、被_レ召出。同所湖水の水鳥を御覽打留之儀、依_レ御沙汰、召連候家來岩島廉平へ申付、小銃を以、鴨壹羽打留、奉_レ入_二天覽_一候處、一段之事に被_レ爲_二思食_一候旨蒙_二御沙汰_一、廉平へ爲_二御賞擧_一御目錄下賜。

とある。これは木戸考允の取計ひであつたものと察せられる。

大磯御著

十月九日卯之半刻小田原驛御發輦。梅澤村御小憩。午の刻大磯驛御著輦。是日海濱にて漁り、並に供奉兵砲術隊等、天覽被_レ爲_二在_一。畢て兵隊へ御酒、漁夫へ御菓子下賜。

木戸考允日記に曰く、

今夜(十月八日)また柏木にはかり、大磯之御泊におゐて供奉小隊等をして、角打をいたさせ、被_レ遊_二天覽_一、其あとにて漁獵を入_二天覽_一と。宿驛の迷惑に至らざる様、内密に用意の事を申傳へ置し也。相公(岩倉)も此御氣附有_レ之しなり。と云ひ、更らに又た、

角打天覽

九日 六字(時)出立。此日北風甚。梅澤にて小憩し、十字(時)大磯驛に至り、木村屋善六方へ宿す。柏木來り角打等用意の調ひし事を告げり。二三四磯の巖石上に鴉數十羽とまり居し故、角打の前に、小隊を揃へ、齊發に狙撃を命ぜられん事を申立しなり。十二字(時)前御著輦。前件の趣を相公へ言上し、三字(時)過より大磯の濱邊へ被_レ爲_二入_一、供奉兵隊の隊長どもへ被_レ命候て、三丁距離位にて、巖石上にむらがり居し鴉を打せ玉ふに、齊發相と、のわず、一鳥の得獲なし。雖_レ然波上に亂射し、鳥其間に飛散し、餘程御輿に思食させられ、其より角打をはじめ、且海邊より漁子どもは網をいれ、角打終りしころ、濱邊へ引上しに、種々魚網中にあり。其網のはし潮底の巖頭にかゝりしを、漁子(此間缺字)體にて、一人飛入はづせしところ、數十人の漁子ども、盡くわれもく、飛入引揚げ、一の箱の中へ潮水を入、魚をはなし、一時聲をたて、御簾之前咫尺へ(此間缺字)體のまゝ、われを忘れてかゝへまいり。如此事を天覽ましませしは、今が御始めにて、これ又有のまゝの様を被_レ爲_二遊_一御覽_二度_一との思召に、はから

ず相かなひ、且又今日海邊へ被爲入御道筋のはたけを取除き、御道に造りかけしを、此思召を申聞け、三四丁も御廻り道にて、海邊へ被爲入候を、小民どもまことによるこび、有がたがり候。夜に入還御。夜中江川太郎左衛門、柏木總藏、根本慎藏、緒方、横山兩醫來訪、傾一酌。
木戸は曾て先代の江川太郎左衛門(英龍)に就て西洋兵術を學んだる緣故がある。是を以て江川氏との交渉には、専ら自から當つたものと察せらる。

【九一】 外人御通輦を拜觀す

藤澤御著

十月十日快晴、卯之半刻大磯驛御發輦、平塚驛、南郷村(南湖)御小憩。未之半刻(午後三時)藤澤驛御著輦。

各通 土州 肥前 大洲 新谷 備前 因州 松山 兵隊中
水口御警衛中

御道筋御警衛、連日勉勵之段、過日御沙汰之趣も有之候處、尙又苦勞に被思

食、因て爲慰勞賜酒肴候事。

十月十日

辨事

外人拜觀

十一日快晴、卯之半刻藤澤驛御發輦。股野村御小憩。戸塚驛御晝休。境木村、程ヶ谷驛御小憩。申之刻神奈川驛御著輦。是日外國人、芝生村にて、御行裝を拜觀し、御通輦之節、碓泊の外國艦より祝砲を發し、神奈川砲臺より應砲を發す。尙ほ外人の御通輦拜觀に就ては、我が官憲からも、それ〴〵周到の注意を加へた。左にその一例を示して置く。

外人拜觀
も注意

今般御東幸御通輦拜禮致し度、外國人申出、程ヶ谷宿つゞき、芝生村地内にて、拜禮所取設け、右場所にて爲拜候に付、其段各國コンシユルへ相達候處、英國コンシユル申立候は、我國(英國)にては、皇帝其他高貴之者は行達候節、冠りものを取り候は勿論、手をたゞき、聲を立候を、恭禮と致し候へ共、貴國(日本)の内には、外國之情態御承知無之人々も有之哉に付、聲を立、手をたゞき候儀は不致様、普く通達致し置、外か國々へも同様申通儀には候へ共、各國の儀

故、自然不行屈儀も可有之旨申聞候間、右之趣、御同勢並前後兵隊等へも不洩様御通達有之度、且外國人の儀は、拜禮の節、御國人の如く平伏は不致、其餘御道筋等へ猥に不立出様、役々附添、精々制し方致し候へ共、萬一途中御先供等へ出逢候節は、言語不通の者故、諸事物和らかに取扱、行違等無之様、是又御通達有之度候事。

辰 十月

神 奈 川 府

右之通御通達有之候間、爲心得申達候。家々末々迄、急度可被申聞候也。

十月 九日

辨 事

斯る次第にて、供奉の面々、又た通輦地の官憲等は、それぞれ苦心したものと察せらる。

木戸孝允日記に曰く、

拜觀男女
無數

十一日晴、兩三日より寒風尤甚。今日外國人拜禮を願ひし故、供奉の面々當(番)非(番)なし。十字(時)前土(戸)塚へ御著輦。余等□□□□方にて中飯を認む。

二字(時)過程ヶ谷に御著輦。是より供奉の面々、皆騎馬なり。三字(時)より四字の間にて、拜禮被仰付るゝの御沙汰なり。芝生村へ拜禮所の仕構あり。御通輦の御折、各國之もの男女拜見に出るもの其數を不知、米(佛の誤か)英の兵隊凡一大隊右側に連列し、御通輦の御折、拜禮の式を行ふ。五字(時)加(神)奈川へ御著輦なり。

と。其の外人拜觀の盛んなる想ふ可きであつた。

拜觀外人
の感想

尙ほ當時横濱にて外人の名によつて發刊したる「横濱新報」には、左の如き記事があつた。

皇帝陛下、今度神奈川驛へ御通輦につき、日本人は云ふにおよばず、我輩まで御輦を拜し奉ることを得て、いと有り難きことにこそありける。されども惜しむ可し御輦の四方、簾とかいへるものにて掩ひければ、誰れも正さしく拜し奉るものなきこそ、残り惜しけれ。我が亞米利加は云ふに及ばず、歐羅巴の諸州の帝王、その部内をよぎり玉ふ時は、いかなる賤しき者迄も、拜し奉ることは

さて置き、冤枉のことあれば、訴ふることも、心の儘なり。又た他州より來りし兵隊は勿論、その國帝王に屬する兵隊、御道かたえにいであることあれば、帝王必ず會釋し玉ふ風俗なり。然れども日本は數百年來外國との通親(信)をたせ玉ひしことなれば、其等の風俗を以て比較すべきにあらざれども、開化の二字を重んじ玉はんには、追々に帝は神の御末にて、人類とはかはり玉ふなどいへる辭言をいはず、民の父母たることをわすれ玉はず、善き政を布き玉ふに於ては、あやしき旅寢の己が輩にまで、大ひなる幸ひならむかし。

英佛兵奉迎

この日、英の陸軍一大隊、佛も同じく凡そ半レヂメントもて各々音樂を奏して、鳳輦を迎へ奉る。

〔九二〕 東京御著輦

品川驛御著輦

十月十二日卯之半刻神奈川驛御發輦、川崎驛御晝休、梅屋敷御小憩。未の半刻(午後三時)品川驛御著輦。木戸孝允日記に曰く、

十二日晴、六字(時)出立、九字(時)川崎に至り、鈴木屋十兵衛方にて中飯を認め、十二字(時)過品川竹島屋松五郎方に宿す。于途大久保、江藤等に逢ふ。又兩子、大木、中井弘藏等來る。于時相公(岩倉)より命あり、大久保、大木と御旅館へ罷出。御東著後の御都合を論決す。夜中井又來る。中島□□石田鼎等來り、傾一酌。談論不盡、夜已に至四時散す。

此の如く東京御著輦後の問題に付、岩倉、大久保、木戸等の間に、それぞれ評決する所あつたことが判知る。尙ほそれには、大木、江藤も、若干參加する所あつたことが判知る。

東京西城御著輦

十月十三日、半晴、卯之半刻品川驛御發輦。芝増上寺御小憩。午之半刻東京西城御著輦。是日大總督有栖川宮、鎮將三條公、東京府知事烏丸卿、品川驛迄御出迎、御先行。吳服橋門内より諸官有司列立拜迎す。外國人亦品川驛御發輦の時と、芝御小憩及び東京城御著輦の時と、凡て三度祝砲を發して慶賀す。

著輦御盛儀

尙ほ木戸孝允日記には、左の如く當日の盛儀を特筆してゐる。

十三日今日一天無雲風靜にして如春。日出御出輦、今日總供奉、堂上諸侯衣冠なり。大總督有栖川宮、鎮將三條公、御備の初先を供奉なり。高輪有馬邸御休所におゐて、暫品海の景容被爲遊觀、無間御出輦、十一字(時)頃芝増上寺方丈へ御著輦、赤門内より、奏樂。一字(時)御鳳輦にて御發。また赤門まで奏樂、通り筋吳服橋見附より行宮へ御著輦。(原註、行宮は元西丸也)供奉の面々盡下馬札の處におゐて下馬。日没前御著輦、坂下門前より奏樂。今日往來兩側の拜人幾十萬、不知其數。余の輩辨事に出、恐悅を言上し退出す。旅館戸田淡路守邸、大木、作間等と同邸なり。夜大村益二郎、檜崎頼三、原田良八等來る。傾酌。關東の近情、且奥州の戰情を聞。内藤佐兵衛等も亦來る。

大久保天
類奉拜

尙ほ大久保利通日記には、左の如くある。

十二日 今日五時より品川迄御著輦、爲御迎參る。大木、江東(藤)鳥辨事等一同參る。三時頃御都合能御本陣之御著輦。伺天氣被仰付奉拜龍顏候。終て木戸旅宿を參る。大木等同道。岩倉卿參殿、種々御内評有之。今夜八字

より歸宿、島津式部殿、得能入來。

千載の盛
典

一 十三日天氣好晴無片雲。從九字(時)登營、議定始西城下之出張、奉待風輦。二字(時)御著輦。御行列壯麗、天威堂々、貴賤簞食壺漿、實千載一時之盛典、感喜不可言。此時奥羽平定。官軍奏凱歌、歸府數千。豈又偶然乎。今夜野津、伊集院等參る。

如何にも中興の瑞氣、祥雲、紙上に躍動せんとする趣きがある。

途中合圖
大鼓

此の如く主上には九月二十日京都御發輦、五十三驛恙あらせられ玉はず、十月十三日、東京に御著輦あらせらる。その間凡そ二十三日、而して兵士以外、供奉員の上下二千人と云へば、其の道中の混雜も亦た察するに餘りありだ。當時合圖は凡て太鼓にて、京都出發の回章には、「御催一音、供奉揃三音、御發輦二音」とあり、御道筋にては「御止一音、御進二音」とある。然もその太鼓の音は、なかな行き届き兼ねたるを以て、供奉の兵隊は、隊中より兩三人を本陣に派出して、太鼓を聞かしたと云ふ。尙ほ途中御少憩は、概して御野立であつた事は、御道

中御少休之節者、野立可爲遊候事」との回章を見ても、之を拜察するに足る。尙ほ品川よりは、大通り、吳服町通り、吳服橋御門、和田倉御門、大下馬通り、西城大手を経て、御入輦あらせられた。

第十六章 東京中央政府の緒政

【九三】 東幸第一の政務

江戸城改
東京城

主上は江戸城西丸に入らせられ、此處を東幸中の皇居と定めさせられ、江戸城を改めて東京城と稱せられた。而して此處が遷都後に於ては、いよいよ皇居と定めさせらるゝこととなつたのだ。

鎮將府の
無用

扱も當面の問題は、鎮將府の處分だ。關東未だ秩序立たず、東北未だ平定せざる當時に於ては、鎮將府の設置もさることながら、剩すところは只だ板本釜次郎等が、脱艦の始末のみにて、米澤、仙臺、會津、庄内皆な歸順し、北越も亦た平定を告げ、今は却て其の存在の利より、害の方が多い情態となつて來た（参照三八―四一）。要するに東西兩政府對立の趣を呈し、兩者の扞格、摩擦は、其の和合、協戮よりも多かつた爲めだ。

萬機親裁の詔

乃ち十月十七日には、萬機親裁の詔を發し玉ひ、百司を督勵して、其の最善を效さしめ、且つ祭政一致の大典に基き、氷川神社を祭らしめ玉うた。

詔、皇國一體、東西同視、朕今幸東京、親聽内外之政、汝百官有司同心戮力、以翼鴻業、凡事之得失可否、宜正議直諫、啓沃朕心。

明治元年戊辰十月

同御達書

而して同時に左の達書があつた。

達書

今般非常之聖斷を以て御東幸、既に御著葢に相成候處、東北略及平定、御滿足被思食候得共、前途内外之形勢、深く御懸念被爲在、皇國一體之御成業、彌以御苦慮被爲遊候に付、別紙詔書之通、日々臨御萬機親裁被仰出候。就ては百官有司、質素簡易に原き、至正公平を旨とし、同心戮力、益可勵忠勤。尤御爲筋存附候儀は、何事に不依不憚忌諱、正議直諫可致様御沙汰候事。

十月

行政官

如何にも四門を開らき、四聰を達し、人心を鼓舞作興せしめ、敢て倦まざらしむる所以である。尙又た祭政一致の詔に曰く、

祭政一致の詔

詔書

詔、崇神祇、重祭祀、皇國大典、政教基本。然中世以降政道漸衰、祀典不舉、遂馴致綱紀不振、朕深慨之。方今更始之秋、新置東京、親臨視政、將先興祀典、張綱紀、以復祭政一致之道也。乃以武藏國大宮驛氷川神社爲當國鎮守、親幸祭之、自今以後歲遣奉幣使、以爲永例。

明治元年戊辰十月

尙ほ木戸孝允日記に曰く、

十七日、晴、十一字(時)參内、五字(時)退出。今日始て臨御、祭政一致等之叡慮被仰出。

鎮將府存廢問題

而して當時裏面の重要問題は、實に鎮將府の存廢如何にあつたことは、大久保、

本戸の日記を見ても自ら分明だ。

本戸日記に曰く、

十五日、晴、朝名和緩来る。今日條公より御使あり、御旅館へ出づ。直に大村益二郎を訪ふ。談話及暮。

同十六日、晴、朝參内、謁條公、御心事を拜承す。二字(時)退出……夜岩卿に有約、六字(時)過より與大木旅館に出、大久保も同席也。十一字(時)前歸寓。

本戸大久保等の評議

十七日、晩刻より岩卿に有約、依て大村に至り、約束の利壽作の縁頭を受取、暫相談し、直に岩卿に至る。于時大久保、大木在坐。此度御東臨に付、萬機御宸斷被爲遊候に付、條公鎮將之儀、御辭表被仰上候に付、此後之御改革御所置に付、大に議論を盡す。黜陟の人柄に、條公御登用之ものあり、依て衆余を推して、其情實を條公に説しむ。余爲天下不能辭、約明朝て退散す。于時夜二字(時)也。

如何に彼等が評議を凝らしたるかは、殆んど夜を徹したるを見ても判知る。

鎮將府廢止談合

尙ほ大久保日記に曰く、

一 十六日登城、退城懸岩倉卿を參殿、木戸、大木會議、鎮將廢せられ候事件等談合。

一 十七日登城、今日より親臨。氷川神社勅祭被仰出候。今日も退出懸、岩倉殿參上、人材黜陟之議御評決。

如何に彼等が慎重に評議したるかが判知る

【九四】 鎮將府の廢止

黜陟の事を議す

鎮將府廢止の議は、既に熟した。岩倉、大久保、木戸、大木其他の間に、凡有る角度から評議は盡された。木戸孝允日記に曰く、

十八日(明治元年戊辰十月)晴、朝、條公御旅館に至り、昨夜議決之件々(参照九三)黜陟等之次第、誠心を以論説言上、條公更に異意なし。事終て參内、晩刻より條公へ出ることを約す。五字(時)退出、七字(時)條公御旅館へ出。大久保、大木、

田中、江藤、土方也。岩公、阿州公も已に來て在坐、大に黜陟の事を議す。
十字(時)退散。

三條鎮將
辭職

尙ほ大久保利通日記を按ずれば、

一 十八日(明治元年戊辰十月)登城、退出懸三條公を會議。今日親臨、三條公辭表被_レ聞食、輔相是迄之通被_レ仰出。今晚於_レ三條公諸局之人物御黜陟御評議。
一 十九日、定刻登城、主上親臨、三條公鎮將辭職被_レ聞食、御布告相成候。從而鎮將府被_レ止。是迄鎮將府辦事、或は會計局判事等、凡て被_レ止候て、可用之人物御登庸相成、御内評也。

木戸、大久保兩日記を對照すれば、自から其の事情は明白ならむ。

三條辭表

三條實美は、東京御著輦の翌日即ち十月十四日を以て、左の如く鎮將を辭するの表を上つた。

臣實美不肖淺劣之身を以て、不次の擢用を蒙り、誤て非分之大任を汚候儀、奉_レ恐入_レ候處、先般關東十三州政務御委任、鎮將職被_レ仰出、素より不學短才不

堪_レ其任_レ儀に付、辭表を捧呈候處、再三之勅諭を蒙り、敢て固辭仕候儀も却奉_レ恐入_レ候間、一先御請申上居候處、今回御臨幸、萬機御親裁を以て被_レ爲_レ行候上は、鎮將職其儘被_レ差置_レ候儀、體裁に於て如何可有_レ之哉。且臣實美一身之上に取り、奉_レ恐入_レ候次第、心神不安奉_レ存候間、鎮將職之儀、奉_レ辭度、臣實美區々之微衷被_レ爲_レ聞食分、願之通速御許容被_レ仰付_レ候様、奉_レ伏願_レ候。臣實美誠惶誠恐、頓首謹言。

十月十四日

臣 實 美

三條への
御沙汰

此に於て岩倉は木戸、大久保、大木等と官制を協議し、遂に上奏勅裁を經、十八日三條の議を允し、左の御沙汰書を賜はつた。

三 條 右 大 臣

東北未だ平定に至らざる之折柄、一先鎮將府被_レ相立_レ候處、今般御東臨被_レ爲_レ遊候に付ては、萬機宸斷を以て被_レ仰出_レ候御儀に付、鎮將辭退之儀言上、其情實被_レ聞食、願之通被_レ免候。尤輔相可_レ爲_レ是迄之通_レ事。

鎮將府廢止布令

而して同時に鎮將府を廢した。

東北未だ平定に至らざる之折柄、一先鎮將府被_レ相立_レ候處、今般御東臨被_レ爲_レ遊候に付ては、萬機宸斷を以て被_レ仰出_レ候御儀に付、自今鎮將府被_レ廢候事。

十月

行政官

而して一切の政務を、悉く皆な統一することとした。

東京城を皇居とす

今般御東臨之節、以_レ當城_レ皇居と被_レ爲_レ定候に付、五官出張所御取建に相成候條、被_レ仰出_レ候事。

十月

行政官

此の如く萬機親裁の名の下に、漸く中央集權の政治が施されんとする曙光を見たが、然もそれが目的通りに舉行せらるゝまでには、更らに幾許の曲折を経可き事情があつた。然も所謂中央政府に於ける機軸の第一人と云はんよりも、殆んど唯一人と云ふ可きは、實に岩倉具視其人であつた。而して彼を羽翼するには、當時人材鮮くなかつたが、主として大久保と木戸とであつた。彼等は薩長に於ける殆

んど代表的政治家として、専ら一藩的見地を離れ、全國的の立場より、根本を堅固ならしむるが、中興の第一義であることを看取し、能く岩倉を羽翼して、其の目的を貫徹せしむるに努力した。而して二條の此間に於ける公平無私なる態度も、亦た嘉_レ可_レきものがあつた。

【九五】 有栖川大總督宮の辭任

熾仁親王辭任奏請

三條實美が、鎮將を辭し、鎮將府廢止せられたる顛末は、既記の通りだが（參照九四）、やがて、大總督有栖川宮熾仁親王も亦た上表して、其職を辭せられた。

熾仁親王行實に曰く、

十月十三日、愈よ御著筆あらせらるゝに付き、親王は午前四時出門、錦旗、兵仗を具して、品川に奉迎し、次いで皇居と定まりし西丸に供奉して、午後三時歸邸、仍て左の御詠あり。

武藏野に屍暴さむと思ひしを御幸かしく仰ぐけふ哉

九五 有栖川大總督宮の辭任

十四日正午參内、拜謁の上、天盃を賜はり、又御土産として、絹五疋、印籠、並に對烟草入を拜領せらる。十六日午後吹上御苑行幸に供奉し、瀧見亭に於て、酒肴を賜はる。十七日天機奉伺の後、八景の間に於て、萬機の御親裁、並に東奥諸侯の所置に就いて、叡慮を伺はせらる。十九日中山忠能より旨を傳へ、御手習師範を仰せ出され、且つ御手本を調達すべき旨の御沙汰あり。二十一日午後御馬場に於ける乗馬天覽に陪し、御前に於て酒肴を拜領せらる。二十二日初めて御手習師範として參内、爾後數ば此事あり。翌二十三日上表して東北平定の狀を具し、仍て大總督の任を解かれむことを奏請せらる。

御手習師
範奉仕

此の如く有栖川宮は、大總督としての任務も、既に奥羽の平定によりて、殆んど完結を告げ、今は主上御手習の師範として奉仕するの情態に變じたれば、その上表も、固より必然と云はんよりは、自然の成行と云はねばならぬ。

親王御辭
表

誠恐誠惶頓首、謹んで上表仕候。今春徳川慶喜等を始め、不逞の徒闕下に暴擧し、天聽を驚かし奉り、竟に天下之騷擾を釀成候に付、不被爲得止、王師

振興之始に當り、熾仁不肖の身を以て、大總督の重任を蒙り、日夜勉勵仕候得共、素より鈍劣にして爲す所を知らず、恐懼戰慄罷在候。然るに諸道の總督を始め、參謀其他列藩戰士に至るまで、戮力勤勉の功に依り、今般賊魁松平肥後、及び奥羽の逆徒、悉く熾仁が軍門に降伏し、以て天裁に隨はんことを哀訴仕り候。仍つて日を刻して、東京に護送するの運に立ち至り候。就ては典刑を正し、萬歳の龜鑑たらしめんことを希望し奉り候。素より今日の成功、聖運の然らしむる所とは申しながら、偏に朝野之臣子鞠躬盡力の功に依り、速かに皇運を挽回し、今日ある事を致し候。實に千歳の下、今日を忘るべからざる事と存じ奉り候。抑熾仁其任に雖不當、人々補助の力を盡し、以て平定之功を奉奏候。是に於て熾仁が任始めて満てり。宜く速に熾仁が大任を解き給はんことを懇願し奉り候。熾仁誠恐誠惶、頓首謹言。

明治元年戊辰十月廿三日

熾 仁

尙ほ熾仁親王行實に曰く、

九五 有栖川大總督宮の辭任

三八七

辭任允可
宸翰を賜
はる

この日、封中を以て、鞍鏡各一箱、並に青籠肴一折を、御内儀に進献せらる。而して二十八日には、愈よ其請を允された。

十一月二日、愈よ錦旗、節刀を奉還し、且つ賜暇を奏請せられ、小御所に於て拜謁、感賞の御宸翰を親受せられ、畢りて天盃並に判金五枚、絹五匹を拜領し、次いで御祝酒を賜はりて退出せらる。御宸翰左の如し。

春來軍務委任之處、能く衆議を容れ、畫策籌謀其宜を得、東北速に平定之功を奏段、令感賞候事。

なほ御内儀よりも、女房奉書を以て、御綾三反、御末廣(五柄)一箱、御交肴(五拾)一折を賜はる。

とある。此の如く有栖川宮熾仁親王には、戊辰二月九日夕東征大總督に任ぜられ、同十五日錦旗、節刀を拜受して、東征の途に上られし以來、九箇月の間、能く軍務に鞅掌し、遂ひに其功を全くし玉うたることは、國史の上に赫灼たるものである。

【九六】 制度調査に關する岩倉の意見書 (一)

凱旋將兵
慰勞の典

主上御東幸中は、専ら東北平定の凱旋將兵に對して、それぞれ——まだ論功行賞に至らざるも——御慰勞の典を行はせられ、其他政務の概略は、左記岩倉輔相の提出したる意見書が、やゝ其消息を語りてゐるものがある。それは十月二十一日附である。

岩倉意見
本文

御親臨御多事之折柄、病臥不參、恐懼此事に候得共、不_レ得_レ已次第、御憐察願入候。抑御評議を乞ふ可き件々、書取差出候。右は兼而三條公始、議參衆中より拜承之廉々多分にて、敢て自論而已には無_レ之候。只々病牀にて箇條書綴候迄に有_レ之候。漫に愚存申立候様、御汲取にては、實に恐縮千萬、宜御一覽可_レ給候。

必らずしも岩倉一個の意見では無い。此中自から衆議、公論の存する旨を明らかにす。議參とあるは、議定、參與を云ふ。

軍制取調の事

一 軍制取調之事

奥羽平定の機會を以て、速に軍制一途に歸し候様有_レ之度、實に重大之事件、急務と存候。就ては軍務官は勿論、其他より御人撰有_レ之、取調被_二仰附_一度、大村益次郎は、尤其人ならん。尙他の二三人御人撰有_レ之度候。

陸軍の制度取調は勿論に候得共、海軍も速に御手を被_レ附度候。

軍務官の會計も確定相成度、一事ある毎に時々申立候様之儀にては、決て整備致申間敷、先づ一ヶ年百萬石百萬金計を御渡しにて、出入御委任相成度候。

軍制歸一の必要を看取し、其の調査の主任に大村益次郎を推したるは、流石に岩倉の卓識を見る可きものがある。惟ふに岩倉の徹底的意見は、日本全國の兵權を擧げて、之を朝廷に歸せしめんとの一點に存したのであらう。而して同時に軍務會計の獨立も、亦た必須であることを彼は看破してゐる。惟ふにこの兵權歸一の目的を達成する爲めには、當然の順序として、廢藩置縣が斷行せられねばならぬ。而もそれが明治四年七月に到りて、始めて舉行せられたるを見れば、其間の紆餘

曲折も亦た之を察するに餘りある。

會計取調の事

一、會計取調之事

全國一般の田租、諸稅取調、天領之外、諸藩よりも貢獻被_二仰附_一、量_レ入爲_レ出之基礎、屹度被_レ立度候。

これも天下の財政を、朝廷に於て統一せらる可き基礎工事の著手と見ねばならぬ。何は兎もあれ、全國の田租、諸稅を一目瞭然たらしめ、それに據りて、中央政府の財用を支持せんと企てたるものだ。これも窮極する所は、大名制度を一掃するの他は無いのだ。

學制取調の事

一 學制取調之事

皇國前途の事、其根本茲に在り。最大事なり。速に取調被_二仰附_一度候。

兵戈戡定と同時に學制の調査を先務とするが如き、實に其の眼界の高遠なるを驚嘆す可きだ。「皇國前途の事、其根本茲に在り」とは洵とに知言である。

刑律取調の事

一 刑律取調之事

武治之時代、慣用之儘にては、不都合千萬なり。王者仁政之御趣意に基き、屹度取調、根本確立有_レ之度候。これも急務だ。

要するに岩倉の意見では、軍務、財務、學務、法務、即ち陸海軍事、租税、教育、法律、この四大綱を調査し、悉く之を朝廷に歸一せしめんとの企畫に他ならない。乃ち此の如くして始めて皇政維新の實が擧がることとなるのだ。

議事院取調の事

一 議事院取調之事

五箇條御誓文に基き、取調被_二仰附_一度候。

岩倉は五箇條御誓文を、決して空文に附するなからんことを期待してゐた。彼は決して尋常一様の專制政治家では無かつた。彼は決して舊套に安著する固陋政治家では無かつた。彼は公議輿論なるものに、少からざる重きを措いてゐた。それには議院開設の必要を認めてゐた。所謂我國の憲政を語らんとする者は、維新の先進等が、如何に此事に其心を用ひたるの親切忠實であつたかを知らねばならぬ。

【九七】 制度調査に關する岩倉の意見書 (二)

以下は概ね目下至急施行す可き逐條的の意見だ。既掲は制度上大綱的の意見であつたが。

奥羽分國の事

一 奥羽分割、國名を設くる事

奥羽地方之儀は、往古より王化に服せざる事は、諸公の知る所にて、今日の如く、僅に數月を以て鎮壓平定に及候儀は未曾有の事。偏に諸將士盡瘁の致す所と雖、天運此に至り候義と存候。就而は將來面目を一新する爲に、國名を改め、施政の區域を増置する方、目下の急務と存候。臣未だ其地理を目撃せずと雖、山川の脈絡、自然に分割に便なるもの有_レ之様、承り及候に付、至急取調被_二仰附_一度候。

これがやがて磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後、と分割せらるゝに至つた嚆矢だ。

蝦夷國名
設置の事

一 蝦夷地に國名を可被附事

蝦夷地開拓著手の儀は、當今の處、内地の根礎未だ相立不申、自ら先後寛急の順序可有之候へ共、皇威を海外に輝し候義は、蓋蝦夷地開拓著手より始まるもの有らん。第一に夷の名稱を改め、好字面を撰て國名を被附度、且奥羽降伏の諸藩、其他脱籍人等の死一等を宥せられ、終身禁錮に處すべき者、又は流罪に處せらるる者、又は□□の如き他の人民と平生交通し難き事情ある者等を此地に移し、開拓に従事せしむべし。追々良民も説諭して、内地より移住せしめ、漁業、農業に力を用ゐば、天府の物産を收獲し、加ふるに器械の精巧を以てせば、必ず他年は、一大繁昌の地を開くに至らん。唯之を統率すべき人物兩三名を撰び、其人をして骨を此地に埋むるの覺悟を以て專任せしめ、尤之に全權を與へて、内地より移住の人民と艱苦を共にし、漁業農業を奨勵せしむることを要し申候。且駕馭の力を示すには、箱館府の管内に常備兵を置き、以て之を制壓することを計る可し。此等の事は後日の議に屬すと雖、預め此を以て目的と

定めば、今日内地の庶政も、其地を成すに宜き者あらん。速に國名取調被附度候。

これやがて蝦夷地を北海道と稱し、十一國に分割して、それぞれの國名を附し、開拓使を置かるゝに至りたる所以であらう。

降伏諸藩
處置の事

一 奥羽越降伏之諸藩御處置之事

第一御處置之方針確定相成度候。

死一等を宥するの可否。但死一等を宥せらるゝに於ては、其御趣意を懇に諭告相成度。御處置の方針、御評決之上は、總督參謀等へも御下問、異議無之處にて、發表有之度候。

これも亦た當面の急務だ。岩倉が「總督參謀等へも御下問、異議無之處にて」との條件を添へたる其の用意の尋常ならざるを見るに足る。

戦功取調
の事

一 戦功之輩、兼而御達之通、其戦功三等之區分に從ひ、早々取調方、軍務官へ御達之事

薩長始戦功被賞之儀、至急運兼候御模様にては甚苦心致候。右は降伏諸藩寛大之御處置に付ても、戦功被賞候儀、前後候様にては、遺憾に存候。

戦後跡始末の困難

戦争其物が難題であるばかりでなく、戦後の跡始末が、更らに一層困難だ。然も戊辰の戦争に至りては、更らに面倒が倍加したるものがある。それは普通の戦争ならば味方の論功行賞のみで足るが、戊辰の戦争では、降伏、歸順の諸藩の措置が眼前に横はつてゐる。されば新設の政府に取りては、両手に仕事が溢れてゐる。一方では會津、庄内、仙臺、米澤、長岡、其他諸藩の處分をせねばならぬ。他方に於てはその征討軍と將兵とに對して、それぞれ戦功に酬いねばならぬ。若し萬一將兵の賞賜が後れて、降伏諸藩の措置のみ寛大に行はるゝが如きあらば、或は沙上偶語の虞れ無しとも限られない。岩倉の尤も焦慮したる點は恐らくは此の一點であつたらう。當時薩長を始め、戦功を建てたる將兵の鼻息は頗る荒きものあり、西郷吉之助さへも、聊かこれには當惑の態であつたとすれば、新政府が之に善處するのは、決して容易の業では無かつた。

【九八】 制度調査に關する岩倉の意見書 (三)

以下は更らに逐條議に入りてゐる。

東北越勤皇派賞與の件

一 奥羽越諸藩にて官軍に屬し候輩、戦功取調之上、其戦功に依り賞與之事。此諸藩之功勞取調候様、大總督へ被仰附、諸道參謀に於て之を議し、言上候様御沙汰相成度候。

これは既掲の論功行賞の條項と聯屬したるもの。

一 恢復功臣御恩賞之事

右は其取調方等、委詳面陳に譲る。

これは維新中興の功臣の行賞だ。

東京府の事

一 東京府之事

市中取締方法を被立度候。

諸藩及旗下等邸宅取調被命度候。

舊旗下方向未定の者處分被_レ定度候。

上野兵火に罹り候者賑恤之件。

水道營繕取締方法被_レ立度候。

病院貧院取建之件。

以上は東京府治に關する件々だ。之を見ても岩倉の眼中に映じつゝある東京が、單に地方的のものでなく、全國的首腦であることが分明的だ。但だ舊江戸の跡片附けのみに止らず、病院、貧院等の取建まで考案を及ぼすところを見れば、其新東京の建立に如何ばかり力瘤を入れつゝあるか判知る。

甲斐國民政の事

一 甲斐國民政之事

甲斐府と改稱、甲府城に於て府應被_レ開度候。

知府事以下任選相成度候。

甲府は徳川幕府が、一旦緩急あらば、江戸より立退く場所として、之を幕府直轄地としたるもの。今やこの山間の盆地を、故らに甲斐府と改稱するが如きは、こ

れ岩倉も亦た幕府の故智に倣はんとしたるもの乎。若しくは單に舊慣に仍らんとしたる爲め乎。

越後民政の事

一 越後國民政之事

越後府被_レ置、柏崎縣以下廢止相成度候。但當分佐渡國管轄相成度候。

知府事已下、任選相成度候。

越後は大國である。佐渡を加ふれば、猶更らだ。此處に府を置かんとするは、寧ろ當然の事である。

會津民政の事

一 會津民政之事

兵火後慘狀、見聞に忍びざる趣に付、救助の方法、至急被_レ立度候。

公卿一人兵隊差副、人民撫恤被_レ仰付_二度候。

會津の慘狀は、九月十七日會津を出立したる三宮耕庵が、九月廿六日、熱田驛に於て、御東幸扈蹕の岩倉等に面して、其の目撃したる慘狀を語りてゐる。木戸日記に「會津城下燒失の家宅中に三軒或は五軒に、自刃の屍有_レ之と云。又一

家に二歳位の小兒を合せ、老少七人又に斃れしもの有と云。實に可憐之至也。彼等元同敷皇國の民にして、只大道を踏む處の相違より終にこゝに至る。雖レ然婦人小兒何の罪かある。雖レ敵人一また不堪レ哀痛之至一也」とある。されば岩倉も亦た定めて同様の感を催したるものと察せらるゝ。

奥羽民政の事

一 奥羽民政之事
議、參一人づゝ、民政熱心之人物數名を率ゐ、白川口より南部邊巡察、夫々府縣を置き、施政之基礎を被レ定度候。

これは奥羽一般の民政に就ての事。これも當面の急務だ。

一 諸藩職制之事

三治之制に基き、職制を定め布告相成度候。

三治とは府治、藩治、縣治を云ふ。

一 外國御取扱之事

横濱在留の各國公使、參朝被レ仰出、御交際上、信義を本と爲し、且國內平定

外國取扱の事

御祝義の意を含み、酒饌を賜はりては如何可レ有レ之哉。

耶蘇宗處分之事、速に御決定、英國へ御返答相成度候。外國官素より如才無レ之候得共、是迄往々彼より催促を受け、而る後施行の件々も不レ少哉に付、今後は何卒我より先づ相連候様相成度候。

これを見れば、均しく公卿出身であるも、岩倉の眼識は中山忠能其他の面々に比すれば、天地の懸隔ありて、彼は既に眼中世界を呑むの概あつたことが察せらるゝ。されば學問の上からは、中興の政治を建武に則らずして、神武創業の古に復す可しと、喝破したる玉松操さへも、岩倉の對外見識には隨伴する克はず、却て奸雄に欺かれたりとして、自から悔恨の情を漏らしたるも、強ち不思議では無かつた。汝の卑きにあらず、我の高きなり。岩倉の見地が、尋常縉紳者流の企て及ぶ能はざる所以、之を見ても知る可しだ。

右數件御評議を仰ぎ候也

十月

具 視

東京御駐蹕政務の梗概は、先づ之を索引とすれば、其の概要を知ることが出来る。

【九九】 大宮氷川神社行幸

東京御發

東京御駐蹕中の諸政務の大概は、既記岩倉の意見書によりて之を知るに足る（参照九六一九八）。而して更らに特記す可きは、主上の大宮氷川神社への行幸である。

十月二十七日、大宮驛氷川神社御參拜として行幸被爲遊。今朝卯上刻（午前六時）東京城御發輦、本郷、巢鴨御小憩、板橋御晝休、志村、藏驛等にて御小休、申下刻（午後五時）浦和驛御著輦、同所御一泊。

斯くて二十八日、氷川神社に赴かせ玉ふた。

參拜御濟

十月二十八日、大宮驛御著輦、神社御參拜被爲濟、同驛御晝休、申下刻（午後五時）浦和驛へ御還輦、翌二十九日、申の刻（午後四時）御都合能、東京城へ還輦被爲遊候事。

これは前きに仰せ出されたる萬機親裁、祭政一致の御沙汰書通りに實行遊ばさ

たものである。（参照九三）

新嘗祭舉行布告

尙ほ特記す可きは、新嘗祭の御舉行である。

十一月十五日、京都神祇官代に於て、新嘗祭を行ふを以て佛事を停止することを令す。其文に曰く、來十八日新嘗祭、於神祇官代被爲執行候に付、十七日暮六ツ時より、十九日朝五ツ時迄、佛事類、鐘等停止被仰附候事。

此の如く佛事停止の令を見ても、既に如何に排佛の氣運が胚胎しつゝ、あつたかを知るに足る。

新嘗祭主旨諭告

右に就き同日更らに東京に於て、左の如く新嘗祭の主旨を一般に諭告した。

來十八日新嘗祭に相當り、御祭り於京師被爲行候得共、主上御遙拜被爲在候。右祭の儀は先皇國の稻穀は、天照大神顯見蒼生の食而可活ものなりと詔命あらせられ、於天上狹田長田に令殖給ひし稻を、皇孫降臨の時下し給へるものなれば、其神恩を忘給はず、且旱淋の憂無之様にと、神武天皇以來、世々の天皇十一月中卯の日、當年の新穀を、天神地祇に供せらるゝ重禮にて、三千年

に近く被_レ爲_レ行、十一月朔日より散齋致齋の御戒被_レ爲_レ在、萬民御撫恤の爲に、御親祭被_レ爲_レ在候事、誠以下々の身にては、難_レ有御儀に候。諸般の事は、中世以來、他邦の風儀も立交候へども、神事のみは、古代の儘にて、聊も駁雜無_レ之、純粹の古道に候。京都及び山城國中は、當日より明朝まで、梵鐘讀經の音を禁止し、庶人に至迄、一意に神祇を尊崇すべき御定に有_レ之、天下一統、昔は新嘗の日は、戸を閉、齋戒_レたし候趣、古歌に相見へ候へども、只今に至候ては、其子細も不_レ存、徒に打過候故、及_レ御布告_レ候。右之譯にて、全御仁恤の叡慮より被_レ爲_レ行御祭に候條。公卿、諸侯、大夫、士庶人に至迄、篤く相心得、當日は潔齋神祇を拜し、共に五穀豐熟、天下泰平を神祇に祈奉るべし。面々毎日食し候米穀は、其元天祖の賜物なる事を知り、御國恩の辱き事を相辨候は、遊興安臥して在るべきにあらず。寒村僻邑の士民、雨を祈、晴を願候も、必感應有_レ之、況天下一同至尊の御仁慮體認し奉り、共に祈請し奉るに於ては、神祇の冥感殊に速なるべき事に候。

御遙拜

此の如く諭告を發し、十八日には主上は東京城に於て、新嘗祭を京都にて行はせらるゝにつき、遙拜あらせられ、三等官以上は之に參列した。

大石墓前に勅使

尙ほ此の機會に附記す可きは、十一月五日勅使を大石良雄等の墓前に遣はされたる一事だ。

大石良雄

汝良雄等、固執_二主從之義、復_レ仇死_二於法_一。百世之下、使_レ人感奮興起。朕深嘉賞焉。今幸_二東京_一。因遣_二使權辨事藤原猷、弔_二汝等之墓_一、且賜_二金幣_一。宣。

以上大宮行幸と云ひ、新嘗祭の諭告と云ひ、大石良雄等への勅宣と云ひ、自から其中に共通したる當時の氣分が看取せらる可きものがある。

〔1001〕時勢と人物

時局變轉の急激

時局の變轉は、當時志士の豫期よりも急激であつた。世運の進捗は當時識者の豫想よりも、迅速であつた。時勢を現状打破に誘導するまでは、その誘導の爲めに

苦心した。然も一たび其處まで導き來りたる後は、圓石を山上より轉ずる如く、積水を千仞の谿に決する如く、殆んど底止する所を知らず。寧ろその趨勢に追隨せんことに是れ苦心するが如き情態となつて來た。これが明治元年の大勢であつた。要するに始めは人勢を導き、後には勢人を導く。而して油斷をすれば、人は勢に取り殘されて措てけぼりを喰はせられる。慶應三年の下半年に於て、薩、長及び岩倉等が、武力解決を覺悟したる場合には、決して一時的に必勝を期してはゐなかつた。彼等は萬一の際には主上を山陰道より遷幸せしめ參らせ、中國の然る可き地に、行在所を設くるの豫定であつた。而してその爲には、幕軍の追撃を阻止す可く、叡山に據りて、少時らく之を防戦せんとする豫定であつた。然るに思ひきや、正月三日の鳥羽、伏見の役以來、未だ一週間ならずして、徳川慶喜を始め、會津、桑名の藩主は、大阪を退去し、征討總督官は、既に大阪に軍を進められ、錦旗は既に大阪城址(正月九日大阪城燒く)に翻つた。

皇政維新
統一

而して東海、東山、北陸三道の官軍は、何れも江戸を目指して東下し、隨處風を

望んで官軍に歸順し、四月十一日には東海道先鋒總督は、既に江戸城を收受した。爾來五月十五日には、江戸の上野寛永寺に立て籠りたる彰義隊を一掃し、官軍は關東、北越、奥羽に徇へたが、北陸に於て最も頑強に抵抗したる長岡も、奥羽に於て最も有力であつた會津も、且つ勇敢に戦ふたる庄内も、それぞれ歸順し、十月に到りては、徳川脱走軍艦の一群を除けば、關東、奥羽、北陸悉く平定し、日本全國渾て皆な皇政維新の下に、統治せらるゝこととなつた。固より各藩割據の姿は、依然存續しつゝあつたが、然も彼等は皆な皇政維新の大旗の下に來り集まりたる者共には相違無かつた。

人勢に引
ずらる

七月十九日には江戸は東京と改稱せられた。八月四日には東京親臨、衆庶綏撫の詔諭が發せられた。九月廿日には車駕京都を發し、東京に向はせられ、十月十三日には、東京千代田城に著御あらせられた。即ち鳥羽、伏見の役より未だ十個月ならざるに、徳川幕府の本據たる江戸城に親臨あらせられ、天下の大政が、萬機親裁の下に、此中より發せられんとは、朝廷側でも、幕府側でも、倒幕派も、佐

幕派も、凡そ何人たりとも全く思ひ及ばなかつた事であらう。されば慶應三年の末期までは、如何にして時勢を急轉直下せしめん乎と焦燥したる維新の政治家等も、今となりては如何にせば、この急轉直下の時勢に順應す可き乎と、或時は當惑し、或時は慷慨し、或時は憂慮しつゝあつた。其狀宛も珍客を迎ふ可く準備最中に、その珍客が豫定時間よりも早く來臨したる爲めに、上を下に周章狼狽するが如き類であつたと云ふも、未だ必らずしも過言ではあるまい。

政務中堅
人物

但だ頼ひに維新當時には、濟々多士にして、彼等は其の立場も殊なり、其の利害は一ならず、然も彼等は能く國家の大局に、其の精誠を献げ、互ひに私を捨て公に殉ずる心を以て、始終其の事に膺り、屢ば意外の暗礁に船を乗り掛けつゝも、遂ひに無難に航海を繼續することを得せしめたるは、良とに國家の仕合せであつたと云はねばならぬ。而してこの明治元年の政務に於ては――軍務は姑らく措き――眞に其中堅は、岩倉、大久保、而して木戸であつた。尙ほ薩、長、土、肥其他諸藩の人物少くなかつた。特に福井の由利公正の如き、亦た特筆す可き一人であつた。軍務に至りては薩の西郷、長の大村を横綱とし、薩の伊地知、土の板垣、長の山縣の如きは、何れも最も著名なるもの。而して自餘諸藩に於ても、それぞれ傳ふ可き勤功者も亦た少くなかつた。

昭和十四年四月十三日午前七時、大森山王草堂に於て

蘇峰七十七叟

近世日本
國民史
明治天皇御宇史 第十六册 終

近世日本
國民史

明治天皇御宇史

第十六册

年表並人物概覽

其一年 表

明治元 辰年 西曆一八六八年 支那同治七年

正月七日。三岡八郎紙幣發行意見を發表す。(二)▲十三日。長崎在留佐々木三四郎使を幕府の長崎奉行河津伊豆守に遣し金一萬七千兩を奪ふ。(一七)▲十四日。河津伊豆守長崎發東歸。(一七)▲在長崎各藩有志協議し長崎治安の布令を出す。(一七)▲十六日。在長崎各藩士、各國領事と會見を通告す。(一九)▲十七日。英國領事會見を申來る。(一九)▲今日新政府官制制定。(二一)▲十八日。在長崎各藩士從來通り長崎貿易續行の旨各國領事に通告す。又今日佐々木、松方、副島等各領事と會見す。(一九)▲二十五日。澤宜嘉を九州鎮撫總督となし、長崎に派遣す。(二〇)▲二十九日。井上聞多を九州鎮撫總督府參謀となす。(二〇)

年 表

二

二月十一日。京都商人三井組、小野組、島田組等十八人を會計事務局に招き、大阪行幸資金調達を命ぜらる。(二〇)▲十二日。三岡八郎大阪に至る。(六)▲十三日。三岡八郎大阪にて鴻池善右衛門以下十四人の商人を召し、大阪行幸資金調達を命ず。明十四日右商人受書提出。(六)▲十四日。澤宜嘉、井上聞多等長崎著。明十五日上陸。(二〇)▲十六日。井上聞多長崎裁判所參謀となる。(二〇)▲二十日。井上聞多徴士參與職、外國事務局判事となる。(二〇)▲二十一日。井上聞多耶蘇教徒巨魁を召出し、改心を促がす。(二一)

三

三月十日。前島密大久保利通に一書を贈り江戸遷都を論ず。(五六)▲十三日。東山道先鋒總督藤宿

にあり、三井組堀江清六、島田組山本卯兵衛をして江戸に入り兵糧を調達せしむ。(八)▲十五日。舊幕府の榜示を撤去し新掲示をなす。其第三條に耶蘇禁教の項あり。(二二)

四月

三月三日。官軍三井組堀江清六に軍費十萬兩調達を命ず。(八)▲六日。三井、小野、島田組二萬五千兩の調達に應ず。(八)▲十日。今日の頃井上聞多長崎より來阪。(二二)▲十二日。井上、木戸孝允に會見、長崎耶蘇教徒處分を議す。(二二)▲十三日。三井等今日また一萬兩の調達に應ず。(八)▲十五日。有栖川總督江戸芝増上寺に在り、三井、小野、島田三組より一萬兩づゝを調達す。(八)▲十九日。政府耶蘇教處分會議。(二二)▲二十日。長崎駐在各國領事長崎裁判所に耶蘇教徒處分に關する質問書提出。(二二)▲二十二日。耶蘇教處分御前會議。(二二)▲二十四日。政府各局に布達し、徳川氏處分に就き、意見を提出せしむ。翌二十五日同じく各藩貢士に布達す。(四二)▲二十五日。再び耶蘇教處分

閏四月

會議。(二二)▲二十六日。在江戸大總督府徳川氏處分に關する稟議書提出。(四六)▲二十七日。英使パークス三條實美を訪ひ、耶蘇禁教榜示に就き抗議。(二二) 閏四月一日。大木、江藤兩人施政意見書を提出し傍ら江戸遷都意見を陳ぶ。(五八、五九、六〇)▲三日。パークス以下各國公使、新潟、大阪、江戸の開港市遅延を詰り、且つ耶蘇教徒處分に就き抗議辨論。(二三)▲五日。西郷江戸より歸京。(四八)▲八日。主上大阪より還幸。(四八)▲十日。長崎裁判所耶蘇教徒處分に關する各國領事の質問に答ふ。(二三)▲今日木戸孝允耶蘇教問題解決の爲長崎に出張せんとし、井上聞多と兵庫に會す。(二三)▲松平春嶽徳川氏處分意見書提出。(四七)▲關東大監察使設置。三條卿以下徳川氏處分の使命を帶し東下決定。(四八、六一)▲十一日。三條卿以下東下。西郷また出立。(四八)▲十二日。木戸、井上神戸發、長崎に赴く。(二三)▲福岡孝弟徳川氏移封意見書提出。(四九)

五月

十九日。金札發行布告。(一〇)▲二十四日。岩倉具定、同八千曆江戸遷都意見を陳す。(六)▲二十九日。徳川龜之助をして宗家を相続せしむ。(五〇) 五月十日。西村勘六殿士商法司知事となさる。(一三)▲十一日。木戸孝允長崎著。(二五)▲十三日。長崎西役所に於て耶蘇教徒處分問題會議開かる。(二五)▲十四日。耶蘇教徒の巨魁數十人を津和野藩に預く。(二五)▲二十日。耶蘇教徒巨魁を長州、福山等に分預することを決す。(二五)▲二十一日。耶蘇教徒巨魁を呼出し加州蒸汽船に乗せ、翌朝出帆せしむ。(二五)▲二十三日。木戸孝允長崎耶蘇教徒問題を解決し歸路に就く。(二五)▲大久保利通江戸在勤を命ぜらる。(六二)▲二十四日。長崎在留各國領事教徒巨魁の移送を聞き抗議提出。(二五)▲今日岩倉具定金札發行を延期せんとす。三岡の反對に違ふて止む。(二二)▲江戸鎮將府設置。(二四)▲徳川氏移封。(五〇)▲二十五日。金札發行。(一〇)

六月

六月六日。大久保利通下阪。(六二)▲十二日。木戸孝允東幸御用に就き東下の命を受く。(六二)▲十八日。大久保利通大阪發東下。(六二)▲十九日。木戸、大木拜謁、重大御内慮を賜はり東下命ぜらる。(六二)▲二十日。大久保利通横濱著。(六二)▲二十一日。大久保江戸著。(六二)▲二十三日。木戸、大木大阪解纜。(六四)▲二十五日。木戸、大木江戸に入る。(六四)▲二十六日。木戸、大木三條實美に謁し、使命一切を申達す。(六四)▲二十七日。大久保、木戸、大木等三條公と江戸城中に會す。(六四)▲二十八日。また江戸城中にて府政體會議。(六五)▲今日附にて三條實美、會議報告書を岩倉に贈る。(六七)▲二十九日。木戸、大木江戸府政會議を了し今日江戸發、西歸。(六六) 七月一日。三岡八郎大阪に商法會所設立。(一五)▲木戸等の乗船解纜、今夜伊豆下田に泊す。(六六)▲二日。志摩麻生浦泊。(六六)▲五日。木戸等大阪歸著。(六六)▲七日。木戸等入京。(六

六) ▲八日。木戸、大木岩倉に歸還使命を報告す。(六六) ▲九日。この頃後藤象二郎等岩倉公に北國行の不可を陳す。(六七) ▲十七日。詔して江戸を改めて東京となさる。(六八) ▲十九日。東京鎮府設置を令す。(六八) ▲二十六日。木戸等東幸件々取調。(七一)

八月十七日。御即位式仰出さる。(七四) ▲二十一日。奉幣使を伊勢に遣り、即位大禮舉行を報告。(七四) ▲二十三日。御即位式は古禮に基くべきを布達す。(七四) ▲肥前藩に命じ浦上村耶蘇教徒を嚴重取締らしむ。(二五) ▲二十七日。御即位式舉行。(七五) ▲二十八日。東幸期日を公布す。(七六) ▲二十九日。東幸に就き供奉者戒飭。(八一)

九月五日。大村藩に命じ、領民の耶蘇教に浸染せざる様取計らしむ。(二五) ▲六日。江藤、北島等御東幸促進の爲大久保西上に就き會議せんとし大久保訪問。(七八) ▲七日。大久保西上に就き三條公より書を賜はる。(七八) ▲八日。慶應

を改めて明治となす。(七九) ▲九日。大久保江戸發、西上。(七八) ▲十日。大久保等横濱發。(七八) ▲十二日。大久保等大阪著。(七八) ▲十三日。大久保入京。岩倉等と會談。東幸日限二十日と決定。(七八) ▲十六日。天皇小御所に出御、東幸供奉三等官以上に酒饌を賜ふ。(八〇) ▲十七日。留守三等官以上及供奉者を召見あらせらる。(八〇) ▲十八日。供奉諸臣に沙汰書を賜はる。(八〇) ▲二十日。天皇京都御發、東幸。大津御泊。(八一) ▲大久保退京大阪に至る。(八一) ▲二十一日。石部御著輦。(八一) ▲二十二日。土山御著輦。天長節仰出さる。(八三) ▲二十三日。關御著輦。(八三) ▲大久保利通乗船大阪發。東下。(八一) ▲二十四日。伊勢神宮御遊拜。今日四日市御著輦。(八四) ▲二十五日。耶蘇教徒取締新法制定に至るまで舊制に據ることを指し令す。(二五) ▲桑名御著輦。(八五) ▲二十六日。熱田御著輦。(八五) ▲三宮耕庵會津より來り、木戸等に戦況を報告す。(八六) ▲二十七日

日。熱田神宮御拜、收穫天覽あらせられ、鳴海御著輦。(八五) ▲大久保利通東京著。(八一) ▲二十八日。岡崎御著輦。(八六) ▲二十九日。吉田御著輦。(八六)

十月一日。天泉觀潮坂にて御駐輦、大洋天覽、新居御著輦。(八六) ▲二日。濱松御著輦。(八七) ▲井上正直の天龍川筋御道筋土功を賞す。▲三日。掛川御著輦。(八八) ▲四日。藤枝御著輦。(八八) ▲五日。江尻御著輦。(八八) ▲六日。吉原御著輦。(八九) ▲七日。富士御眺望。三島御著輦。(八九) ▲八日。小田原御著輦。(九〇) ▲九日。大磯御著輦。(九〇) ▲十日。藤澤御著輦。(九一) ▲十一日。神奈川御著輦。(九一) ▲十二日。品川御著輦。(九二) ▲十三日。東京御著輦。(九二) ▲十四日。三條實美鎮將拜辭の表を上る。今日鎮將府廢止。(九四) ▲十七日。萬機親裁の詔を發し給ひ、水川神社を祭らせらる。(九三) ▲二十一日。岩倉具視制度調査に關する意見書提出。(九六) ▲二十三日。有栖川大總督官辭

任上表。(九五) ▲二十七日。東京發大宮水川神社行幸遊ばされ、浦和御一泊。(九九) ▲二十八日。有栖川官辭表御允可。(九五) ▲水川神社御拜。(九九) ▲二十九日。東京御還輦。(九九) ▲十一月五日。勅使を大石良雄等の墓前に遣はさる。(九九) ▲十五日。新嘗祭舉行を令す。(九九) ▲十八日。新嘗祭御遊拜。(九九)

明治二己年 西曆一八六九年 支那同治八年

十二月一日。是より先き十月末政府長崎耶蘇教徒を金澤以下十餘藩に轉移しその禍根を勦絶せんとし、今日その輸送を開始し、外國領事の抗議により止む。(二六) ▲四日。長崎耶蘇教徒移送開始。(二六) ▲六日。パークス兵庫より耶蘇教徒處分抗議書を提出す。(二七) ▲七日。長崎耶蘇教徒移送を終る。(二六) ▲十八日。三條以下政府大官各國公使と耶蘇教處置に就き會議。(二八)

其二 人物概覽

〔ア行〕

ア

青山小三郎 一、四、五、八掲出。(七九)

秋月種樹 八掲出。(七九、八七)

阿野公誠 公家、閑院家、宰相中將と稱す。明治十二年六月死。(七九)

有栖川宮熾仁親王 一一〇、一四掲出。(八、四七、九三、九五)

有馬頼慶 有馬慶頼に同じ。久留米藩主。二二掲出。(七九)

イ、イ

池田章政 六、七掲出。(七六、七九、八一)

池邊永益 通稱藤左衛門、柳河藩士、維新の際會計事務局権判事となる。(七九)

石川日向守 名は成之。宗十郎と稱す。伊勢龜山藩主、慶應元年九月父總修の後を嗣ぐ。明治五年三月養子成徳に譲る。(八三)

石河佐渡守 名は光晃、佐渡守と稱す。名古屋藩家老職たり。維新の際功あり、子光熙に至り男爵を授けらる。(八五)

井關齋右衛門 九掲出。(一七、一八、一九)

伊地知正治 二、四、五、六、七、一一、一二、一三掲出。(五五)

五辻彈正大弼 五辻安伸に同じ。八掲出。(七九)

伊藤俊輔 伊藤博文に同じ。(八三)

伊藤博文 伊藤俊助に同じ。三、三、五、八掲出。(二三、八三)

井上 毅 井上聞多に同じ。(一八、二三、二五)

井上聞多 二、五、八掲出。(三〇、三三、八三)

岩倉具定 四、六、七、九掲出。(六一)

岩倉具視 以下各篇掲出。(二二、三一、四二、四三、六六、六七、六九、七一、七九、八一、

江川太郎左衛門英龍 坦庵と號す。伊豆菟山の

人、高島秋帆に砲術を習ひ、兼て算數測量の術を修む。嘉永六年幕府に召され、勘定吟味格鐵砲方となり、海防の議に參す。安政二年二月死。年五十五。(九〇)

江藤新平 八、九、一一掲出。(四七、五八、五九、六〇、六二、六四、七二、七三、七八、九二)

榎本釜次郎 榎本和泉に同じ。六、七、九、一一、一四、一五掲出。(七二、七三)

オ、オ

小笠原唯八 牧野群馬と通稱す。九、一一、一二掲出。(四七)

岡谷繁實 上州館林藩士。岡谷繁正の長男。天保六年三月生る。夙に文武を修め、文才あり。

初め馬廻給人となり、嘉永六年使番に進み、安政四年大目付となり、後取次役、物頭取次を経て世子侍講を兼ね。ついで中老となる。元治年

岩倉八千丸 八三、八五、九三、九四、九六、九七、九八、九倉具經に同じ。六、七、九掲出。(六一)

岩下方平 岩下佐次右衛門に同じ。一掲出。(七一、七九)

巖谷 修 近江水口藩士。一六と號す。天保五年二月生る。初め醫學を修め、後藩儒中村栗園に學ぶ。慶應四年徴されて總裁局主管試補に任ぜられ、尋で本官となり、一等編修官、修史局監事、内閣書記官、元老院議員等となり、錦雞問祇候となる。明治二十四年貴族院議員に勅選せらる。三十八年七月死。年七十一。(八一、八七)

ウ

植松雅言 八掲出。(七九)

エ、エ

江川太郎左衛門英武 五、七掲出。(八九)

中京都に上り成すところあらんとし、却つて藩の爲に放逐せらる。即ち京都近衛邸に隠る。明治中官に仕へ、辭して歴史を研究し、名將言行録を著す。大正八年十二月死。年八十五。(五八)

小原仁兵衛 五揚出。(三七)

大木喬任 大木民平に同じ。(六三、七二、八一)

大木民平 八、一五揚出。(五八、五九、六〇、六二、六四、六七、七〇、七一、七二、七九、九二)

正親町三條實愛 一、二、三、四、五、六、八、一五揚出。(六七、七九)

大久保忠寛 大久保一翁に同じ。五、七、八、九、一五揚出。(四三)

大久保利通 大久保一藏に同じ。一、一〇、二二、一五揚出。(二、二二、四二、四六、四八、五四、五五、五六、五七、六二、六三、六八、六九、七〇、七六、七七、七八、七九、九四)

大隈重信 大隈八太郎に同じ。(一四、一五、二

三、三九、四〇、四一、五七、五八)

大隈八太郎 八揚出。(一八、二二、三八)

大原重徳 一、二、三、四、八、九揚出。(七九)

大村純熙 大村丹後守に同じ。七、一四揚出。(二五)

大村益次郎 六、七、八、九、一四、一五揚出。(三八、四〇、六九、九二)

【力行】

カ

海江田信義 海江田武次に同じ。五、七、九、一五揚出。(七九)

勝 義邦 勝安房に同じ。一、九、一一、一四、一五揚出。(四三、四六、五〇)

河津伊豆守 河津三郎また河津祐邦に同じ。五、七揚出。(一七)

キ

北島秀朝 北島千太郎に同じ。七、九揚出。(七八)

木戸準一郎 木戸孝允に同じ。(四六、六二、七六、八一)

木戸孝允 一、九、一一、一四、一五揚出。(二二、四二、六二、六三、六七、七〇、七七、七九、八一、八二、八三、八四、八八、九〇、九二、九三、九四)

ク

楠本平之丞 名は正隆、西洲と號す。小一郎と呼ぶ。世々大村藩の上士たり。尊攘の説起るに及び、渡邊清、昇の兄弟と共に國事に奔走し、藩の中老となる。明治元年徴士となり、長崎裁判官權判事兼九州鎮撫使參謀助役、長崎府判事、外務權大丞を経、五年五月新潟縣令となる。後内務大丞、東京府知事、衆議院議長等となる。二十九年六月男爵を授けらる。三十五年二月死。年六十五。(一七、二五)

黒田清綱 鹿兒島藩士。清直の長男。天保元年三月生る。通稱新太郎。藩命を受け七卿を太宰府に守護す。明治元年山陰道鎮撫總督參謀を命ぜらる。三月彈正少弼となる。後東京府大參事、高等法院審判官元老院議官等となり、子爵を授けらる。三十年樞密顧問官となる。和歌に巧なり。大正六年三月死。年八十八。(五八)

コ

五代友厚 五代才助に同じ。六、八揚出。(二八)

後藤象二郎 二、三、四、五、六、八揚出。(二、二二、六七、七九)

小松清廉 小松帶刀に同じ。(七九)

小松帶刀 一、二、三、四、五、七、八、九揚出。(二二、六六)

【サ行】

サ

西郷吉之助 西郷隆盛に同じ。一、九、一三、一四、一五掲出。(一、二、五、六、二二)
 齋藤彌九郎 七掲出。(六五)
 佐々木三四郎 二、三掲出。(一七、一八、一九、二〇、二二、二五)
 澤 宜嘉 四、五、一四掲出。(二〇、二五、二七、二八)
 三條實美 二一九、一四掲出。(二二、二三、三〇、四〇、四二、五七、五八、六一、六四、六七、七八、七九、九二、九三、九四、九五)
 三條西季知 四、五、八、一〇掲出。(八七)
 三宮耕庵 三宮義胤に同じ。三、一二、一三掲出。(八六)

シ

島津忠義 二一〇、一四掲出。(六二)

島津齊彬 一、三、四、五、八掲出。(五二)
 島津久光 一、三、四、五、七、八掲出。(五三、五五)
 島 義勇 島圍右衛門に同じ。九掲出。(七八)

セ

靜寛院宮 一、七、八、九掲出。(五〇、五二)
 青蓮院宮朝彦親王 伏見宮邦家親王第四子、母は鳥居小路信子。文政七年正月御誕生。富宮と稱す。天保七年六月一乘院宮附弟、仁孝天皇御養子となる。八年十二月親王となり成憲と名のらせ給ふ。九年閏四月落飾、尊應法親王と申し給ふ。嘉永元年二月二品に敘す。五年三月勅命により青蓮院門室を相續し尊融と改名せらる。文久三年正月復飾、二月中川宮と稱す。八月元服、彈正尹に任じ、御名朝彦を賜はる。十二月隨身兵仗を聽さる。元治元年十月賀陽宮と稱す。明治元年八月事により仁孝天皇養子、親王、官

位を停止せらる。三年閏十月伏見宮に復歸す。五年正月宮號を稱し、三品に叙す。八年五月仁孝天皇養子、親王に復し、久通宮と稱す。七月神宮祭主となる。後二品大勳位に叙せらる。二十四年十月薨去。御年六十八。(五三)

ソ

副島次郎 副島種臣に同じ。八、一四掲出。(一九、五八、七九)

【夕行】

タ

鷹司輔熙 一、二、三、八掲出。(七九)
 高橋熊太郎 一五掲出。(六四)
 伊達宗城 一、二、三、五、六、七、八、一〇、一四掲出。(二二、七九、八一、八二、八三)
 玉松 操 三、六、八掲出。(二、四五)

テ

寺島宗則 寺島陶藏に同じ。一、五、六、八掲出。(二七、二八、三四、三五、三六、三九)
 天璋院 五、七、九掲出。(四三、五〇、五二)

ト

藤堂和泉守 四、五、六掲出。(八四)
 藤堂大學頭 名は高潔、高猷の子。また和泉守と稱す。天保八年九月生る。祿千代、大助等と稱す。嘉永元年大學頭となる。明治二十二年十一月死。(八四)
 徳川家定 五掲出。(五二)
 徳川家達 徳川龜之助に同じ。(四三)
 徳川龜之助 九、一五掲出。(五〇、五一、七六、八九)
 徳川徳成 徳川元千代に同じ。七掲出。(八五)
 徳川茂榮 一橋茂榮、また一橋玄同に同じ。七、

一五掲出。〔五〇〕
 徳川慶勝 一、三、四、五、六、八掲出。〔八五〕
 徳川慶喜 一以下各篇掲出。〔四二、四三、四五、四六、五四、五五、六一、一〇〇〕
 徳大寺實則 一、二、六、八掲出。〔六七、七九〕
 戸田忠至 戸田大和守に同じ。五、六、八掲出。〔八七〕

【ナ行】

ナ

中井弘藏 三、四、六、八掲出。〔七八、九二〕
 中島錫胤 阿波徳島藩士、本は三木氏。通稱永吉、後直人と改め、可庵と號す。篠崎小竹、古賀謹堂に従ひ、また昌平黌に學ぶ。三十歳にして中島棕隠の嗣となる。嘉永安政以來諸藩士と交り、水藩士金子孫次郎、高橋多一郎等と往來す。萬延元年櫻田門の變に坐し幽囚せらる。後免されて以來勤王の事に奔走し、また幽囚せられ、

慶應四年正月釋さる。後刑法事務局權判事、兵庫縣令を経て各地の長官となり、また裁判所及び大審院法官となる。十七年元老院議員となり、二十七年錦鷄間祇候となり、其後男爵、貴族院議員となさる。三十八年十月死。年七十七。〔七九〕
 長谷信篤 一、二、四、一五掲出。〔七九〕
 中根雪江 一、二、三、四、五、六、八掲出。〔四四〕
 中山忠能 一、三、四、五、六、七、八、一四掲出。〔二二、七九、八一〕
 鍋島閑叟 一、三、七、八掲出。〔五、二四、三八〕
 鍋島直大 七、八、九掲出。〔六五、七九〕
 檜崎頼三 七、一二掲出。〔九二〕
 西四辻公業 七、八掲出。〔七九〕

野口小嶺

阿波の人松村春倚の女。弘化四年正月大阪に生る。名は親、野口成章に嫁す。文久三年京都に赴き、日根對山の門に入り、南畫を習ふ。明治四年東京に出で丹青を業とし、二十二年華族女學校教授となる。二十六年辭す。三十五年常宮、周宮御用係となる。また帝室技藝員に擧げらる。大正六年二月死。年七十一。〔六二〕

野田裕通 野田大藏に同じ。一五掲出。〔一五〕
 野村宗七 一掲出。〔一八、二〇、二五〕

【ハ行】

ハ

坊城俊章 八掲出。〔二三、七九〕
 坊城俊政 六掲出。〔七九〕
 橋本觀行院 橋本經子或は觀行院に同じ。七掲出。〔五〇〕

橋本實梁

四、六、七、九掲出。〔五二〕
 東久世通禧 二、四、五、六、八、九掲出。〔三、八、七〇〕
 廣澤兵助 二、三、四、五、八、一三掲出。〔二、四六、六三、七九〕

フ

福岡孝弟 福岡藤次に同じ。一、二、三、四、五、八掲出。〔二、六一、七九〕
 福羽美靜 八掲出。〔七四、七九、八七〕

ホ

本多主膳 名は康碩、近江膳所藩主。下總守と稱す。天保六年生る。安政三年四月家を承く。安政五年七月主膳正となる。明治四十五年一月死。〔八二〕

【マ行】

マ

眞木和泉 五揚出。〔五三〕

町田久成 町田民部に同じ。〔二一〕

松浦武四郎 名は弘、伊勢の人。維新の際箱館府判事となる。〔六四〕

松方助左衛門 三揚出。〔一七、二〇〕

松下加兵衛 名は重光、舊高家たり。明治元年四月采地伊豆田方郡にあり、三島驛を守衛し、また農兵編成を願出で、十月鳳輦三島御通過の際功勞を賞せらる。〔八九〕

松平和泉守 名は乗秩、三河西尾藩主乗全の子。文久二年家を嗣ぎ、明治六年六月死。〔八六〕

松平 確堂 七揚出。〔五〇〕

松平左衛門佐 名は乗承、乗秩の子。西南の役佐野常民等と博愛社を創立し、赤十字事業に盡力す。又太政官修史局に出仕し、貴族院議員とな

る。〔八六〕

松平春嶽 一、八、一〇、一三揚出。〔四七、四八、六七〕

松平信發 上州吉井藩主。左兵衛督と稱す。松平維賢の三男、信任の嗣となる。文政七年五月生れ、弘化四年十二月家を承け、明治二十三年九月死。〔四四〕

松平慶永 春嶽に同じ。〔七九〕

松田道之 字は世忠、通稱俊藏、因幡の人。久保市郎左衛門の子。始め木下主計の養子となり、後松田主計に養はる。長じて豊後廣瀬淡窓に學ぶ。明治元年徴士となり、内務事務局判事となり、京都府判事に轉ず。後滋賀縣令、内務大書記官、太政官大書記官を経て東京府知事となり、治績大に掲る。明治十五年七月病みて死す。年四十四。〔七九〕

萬里小路博房 一、四、七揚出。〔七九〕

前島 密 六揚出。〔五六、五八〕

ニ

三岡公正 三岡八郎に同じ。〔七九〕

三岡八郎 三、五、六、七、八揚出。〔二、三、四、六、一〇、一一、一二、一四、一五、三七〕

簗田傳兵衛 三、三、四、五、六、七、八、一〇揚出。〔八〇〕

【ヤ行】

ヤ

山内豊信 山内容堂に同じ。一、二、三、四、五、六、七、八、一〇揚出。〔七六、七九〕

山縣狂介 二、九、一一、一二、一三、一四揚出。〔八九〕

山口範藏 一五揚出。〔二五〕

山階宮晃親王 一、二、四、六、八揚出。〔二三、二四〕

ヨ

横井小楠 一、三、八揚出。〔四九、七九〕

吉井幸輔 一、三、三、四、六、八、九、一揚出。〔六三〕

吉田松陰 八、一〇、一一、一二揚出。〔八二〕

【ワ行】

ワ

渡邊 昇 二揚出。〔二七〕

昭和二十一年五月二十日印刷
昭和二十一年五月三十日發行

定價金參拾圓

著者

德富猪一郎

發行者

東京都神田區錦町一丁目十六番地
株式會社 明治書院
取締役社長 森下松衛

印刷所

東京都京橋區入舟町一丁目十一番地
電新堂
代表者 新井修平

發行所

東京都神田區錦町一丁目十六番地

株式會社 明治書院

配給元

東京都神田區淡路町二丁目九番地

日本出版配給株式會社



終

